

業務委託仕様書

1 委託業務名称

令和7年度「ソーシャル・イノベーション創出事業」に係る情報発信及びイベント開催補助等業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 委託内容

(1) WEBサイト「わたしが紡ぐ、これからの1000年。」による情報発信

ア サイトの更新

- (ア) 社会的課題を解決する企業を認定する「これからの1000年を紡ぐ企業認定」（以下、「1000年認定」という。）の令和7年度認定企業の企業情報、応募内容、次の世代へのメッセージを京都市から提供を受け、更新すること。（前年度28社、令和7年度は10～15社程度を想定）
- (イ) 認定企業の支援を行う京都市ソーシャルイノベーション研究所（以下、「SILK」という。）が主催するイベント（認定企業交流会（年2回程度）や SOCIAL INNOVATION Meets UP（年2回程度）等）について取材を行い、記事を年間6～8本程度掲載すること。
- (ウ) SILK構成メンバーもしくは京都市ソーシャルイノベーションクラスター構想に合う活動を行う人物が執筆するコラムを年間4～6本程度掲載すること。
- (エ) 記事の作成にあたっては本市から提供する関連情報の素材等を利用して、企画構成、取材先との調整やインタビューの実施、写真撮影、記事の作成・編集、本サイトへのアップロード、掲載記事のカテゴライズやレイアウトの調整等を行い、受託者においても調査・情報収集すること。
- (オ) その他、記事制作全般に係る調整を行うこと。

イ サイト運営

- (ア) 本サイトを安定的に運営するため、必要な保守を行うとともに、定期的に OS や使用するソフトウェアにおける脆弱性の有無の確認と対応を行うこと。ただし、緊急性の高いものについては、随時対応を行うこと。
- (イ) システムに障害が発生した場合は、早急に復旧作業を行うこと。また、障害の原因について調査し対策を講じるとともに、障害内容や発生日時、原因などを報告すること。また、必要に応じて、障害発生初期の段階で事前に対応方法を示すこと。
- (ウ) デザインにはトレンドを取り入れ、新着情報の掲載などにより利用者にとって分かりやすいサイトを制作し、パソコン、タブレット端末及びスマートフォンなど、マルチデバイスの利用を考慮すること。
- (エ) SEO対策（検索エンジン最適化）を行うとともに、直帰率が低く、回遊性の高い（平均ページ閲覧数が多い／滞在時間が長い）構成にするなど、関連コンテンツへの遷移等のアクションを意識したサイト運用を行うこと。

- (オ) その他、適宜事業担当者と協議の上、詳細を決定すること。
- (2) S I L Kの令和7年度活動に係る広報及びサポート業務
 - ア S I L KのSNSアカウント(Facebook、X)の更新

S I L Kイベントの告知及び認定企業やS I L Kパートナー企業の情報(イベント、人材募集、メディア情報等)、その他公益性の高い取組等についてS I L Kや京都市職員の求めに応じて更新を行うこと(更新回数:いずれかのSNSで週1~2回程度)。
 - イ 1000年認定に係る広報物の作成等
 - (7) 令和7年7月頃に募集開始を予定している1000年認定の募集チラシを作成すること(A4両面、カラー、1000部)。
 - (4) 令和7年度に認定する1000年認定の認定企業の紹介パンフレットを作成すること(A4二つ折り、カラー、1000部)。
 - (7) なお、(7)及び(4)の作成に必要な写真、文章その他掲載情報は京都市から提供を受け、デザイン・レイアウトは京都市と協議のうえ決定すること。
 - (エ) その他本業務の目的達成に効果的な広報物を製作すること。
 - ウ 1000年認定「令和7年度京都市 輝く地域企業表彰」との合同式典(仮称)及び交流会
 - (7) 1000年認定と「令和7年度京都市 輝く地域企業表彰」との合同式典(仮称)において、写真撮影を行い、データを提出すること。

なお、実施に当たっては同式典の運営業務受託事業者と協議のうえ、実施すること。
 - (4) S I L Kが企画する交流会において、企業間の対話を促すファシリテーターを手配すること。ファシリテーターは、S I L Kフェロー、パートナーのほか、社会的企業の支援の経験やイノベーション・キュレーター塾を終了した人材(6~10名)をあてること。
 - エ S I L Kの独自ドメイン取得
 - (7) S I L Kに所属するメンバーが業務に使用するため独自ドメインを取得したメールアドレス11アカウントの更新及び1アカウントを新たに取得すること。
 - (4) ドメイン取得に用いるサーバーは1アカウント10GB程度の容量を確保し、ウイルススキャン機能を備えていること。
 - (7) システムに障害が発生した場合は、早急に復旧作業を行うこと。また、障害の原因について調査し対策を講じるとともに、障害内容や発生日時、原因などを報告すること。また、必要に応じて、障害発生初期の段階で事前に対応方法を示すこと。
 - オ S I L Kメンバーの名刺の作成
 - (7) S I L Kの所長、イノベーション・コーディネーター6名、フェロー5名について、名刺データを作成し、各メンバーの求めに応じて適宜印刷し、納品すること(イノベーション・コーディネーター年間600枚、所長・フェロー年間300枚)。
 - (4) 名刺に記載した情報が変更された場合には、情報を更新した名刺を作成すること。
- (3) 1000年先に続く持続可能な社会をつくろうとする企業と30歳以下の若者たちとが新たに出会い、対話・交流し、協働しながら、これからの働きかた・生きかたをともに探索するプロジェクト「1000とKYOと」の下記の業務
 - ア 交流会企画

- (7) 主に30歳以下の若者が認定企業をはじめ地域企業と対話、交流するコミュニティを運営すること。
- (4) 認定企業を登壇者としたトークセッションと参加者との交流会を3回以上開催すること。
- イ 「1000とKYOと」SNS(X、Instagram)等による発信
- (7) 若者が認定企業や社会的な取組を身近に感じるため、「1000とKYOと」の取組として認定企業の商品やサービスの紹介、認定企業へのインタビューや企業訪問など本業務の目的に合う企画(インタビュー先の提案含む)を実施し、記事を年間6～8本程度作成すること。
- (4) 情報の効果的な波及を促すため、「1000とKYOと」のSNS(X、Instagram)、(1)の情報発信サイト等で、「1000とKYOと」の取組の投稿等を行うこと(更新回数:週1回以上)。
- (7) SNSと(1)におけるWEBサイトを連動させ、各媒体へのアクセス数増加を促すこと。

(4) 認定企業交流会の企画・運営

「これからの1000年を紡ぐ企業認定」の認定企業複数社を幹事とし、認定企業が主体となって認定企業の取組事例の共有や連携が生み出される交流会をSILKと連携して開催する。

((2)ウの合同式典及び交流会は除く)

- ・ 開催回数 2回
- ・ 参加者数 20～30名/回
- ・ 開催場所 京都市内

(5) 構想の理念を広げるためのイベント等の実施

以下に記載する構想の理念を広げるためのイベント等をSILKと連携して企画し、SILKと役割分担のうえ運営をすること。事業スキームは、SILKの企業ネットワークやアイデア等が活かせるものにする。

運営に必要な会場代、講師謝金(交通費、宿泊費含む)、消耗品等は、受託事業者が負担すること。

なお、SILKメンバーの謝金(交通費、宿泊費)は、京都市が負担する。

- ・ 京都市への企業誘致や認定企業の市外進出を支援することを目的とした東京や大阪等でのイベント等を2回以上開催すること。参加者は各回30～50名程度を想定。
- ・ 認定企業をはじめ地域企業の成長を支援するため、例えば、ブランド価値の向上、ベンチャー型事業承継、総務(庶務、広報、計理)の機能向上、DX等をテーマとした研修及び交流会を2回以上開催すること。参加者は各回30～50名程度を想定。
- ・ SILKが構築してきた金融機関、産業支援機関等のネットワークをいかし、認定企業の活動や金融機関、産業支援機関等の得意とする支援を相互に認知する機会を1回創出すること。参加者は60～80名程度を想定。
- ・ 社会的企業や個人・団体の活動を支援する拠点の設置事業者と連携し、認定企業はじめ社会的企業等の活動紹介の機会を年1回以上創出すること。参加者は20～40名程度を想定。
- ・ 上記に代替して、構想の理念を広げるための取組を実施することも認める。

4 進捗管理

受託者は、契約後速やかに作業スケジュールを提出するとともに、週1回程度、本市との打ち合わせを設定し、作業スケジュールに基づいた進捗報告とその後の進め方について協議を行うこと。また、必要に応じて臨時の打ち合わせを設定すること。

5 実施報告書

本業務終了後、実施内容が分かる書類を添付のうえ、速やかに実施報告書を提出すること。

6 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、本市の意図及び目的を十分に理解したうえ、本業務の責任者を配置し、適正な人員を配置して正確に行うこと。
- (2) サイト全体の保守・管理（WEBサーバーやドメインの管理、セキュリティ対策等）に当たっては、別に定める「電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書」を遵守し、円滑に実施すること。
- (3) 個人情報については、別に定める「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」を遵守し、適正に管理し取り扱うこと。
- (4) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (5) 本業務で履行した内容の著作権、版權等の一切の権利は、全て京都市に帰属する。京都市は、冊子及びパンフレットの増刷、インターネット発信に関する二次使用权を有する。
- (6) 本業務で履行した内容に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (7) 受託者は、本業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らすことや、自己の利益その他の目的のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。
- (8) WEBサイトの製作に当たっては、ネットワークを通じて本市が必要とするサービスを提供することとし、サービスの提供に当たり必要となるサーバー等は、受託者の所有する機器類を使用する。
- (9) 本業務の終了後、受託者が変更となった場合は、WEBサイト、SNSについて次の受託者に引継ぎを行い、円滑にデータ移行等を行うこと。
- (10) 本市からWEBサイトに関する修正等の指示があった場合は、速やかに対応すること。
- (11) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、事前に本市に対し書面により申請し、承認を得ること。
- (12) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずること。